

台風等に対する非常措置について

1. 「特別警報」について

- (1) 登校前に発令された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ自宅待機してください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ※午前0時までに解除になった場合⇒5校時から始業(13:30登校)【給食は中止】
- ※午前0時現在、特別警報発令中の場合⇒臨時休業

2. 「暴風警報」について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機してください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ※午前7時までに解除になった場合⇒平常授業
- ※午前9時までに解除になった場合⇒3校時から始業(10:20登校)
- ※午前11時までに解除になった場合⇒5校時から始業(13:30登校)【給食は中止】
- ※午前11時現在、警報発令中の場合⇒臨時休業

3. 「避難指示」が発令された場合について

- (1) 本校敷地の一部や桃山学区は「土砂災害警戒区域」に含まれます。また、水害による避難指示等の発令対象学区であることから、桃山学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

4. 在校中に特別警報・暴風警報が発令された場合、もしくは避難指示が発令された場合について

- (1) 直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への「引渡し帰宅」とします。

※連絡方法

学校ホームページや、すぐーるにより連絡します。

※大規模な災害等で、通信手段が使用できない等、不測の事態になった場合は、連絡を待たず来校してください。保護者への「引渡し帰宅」とします。

「特別警報」や「暴風警報」ではなく、「大雨警報」や「洪水警報」であっても、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想される場合など、教育委員会において臨時休業等を決定することがあります。その際の対応は「暴風警報」が発令された場合に準ずることとします。

※災害時には電話等、通信手段がつながりにくくなる恐れがあるため、臨時休業や引渡し帰宅対応についてご承知いただきますようよろしくお願ひいたします。

※「特別警報」または「暴風警報」が発令された時は、児童館は閉館になり受入はありません。
お子達にもその旨ご指導いただきますようお願いします。